

一般社団法人 日本航空医療学会 倫理委員会 規程

第1条（目的）

本規程は、日本航空医療学会（以下「本学会」という）における日本航空医療学会倫理委員会（以下「本委員会」という）の運営および活動に関する基本事項を定めることを目的とする。

第2条（委員会の職務）

倫理委員会は、以下の職務を担う。

1. 各部会の活動の監督および支援
2. 学会内で発生した倫理に関する事案の調査および対応
3. 倫理に関するガイドラインや規程の策定および改訂
4. 研究倫理に関すること
5. 学会員への倫理教育および啓発活動の推進

第3条（委員長、委員）

1. 倫理委員会は、本学会理事会（以下「本理事会」という）により任命された若干名の委員で構成される。
2. 委員の中から本理事会により委員長を選定する。
3. 委員長は委員の中から副委員長を選任し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときに職務を代行する。
4. 委員の任期は本理事会の任期とし、再任を妨げない。

第4条（委員会）

1. 委員会は、委員長が招集し、必要に応じて開催する。
2. 委員会の成立には、委員の過半数の出席を必要とする。
3. 決議は出席委員の過半数の賛成をもって行う。

第5条（委員会構成）

委員会の下部組織として、以下の3つの部会を設置する。

- (1) 学会倫理部会
- (2) 研究倫理部会
- (3) 利益相反部会

第6条（学会倫理部会）

1. 学会倫理部会は、以下の事項について審議を行う。
 - (1) 会員としての活動に関する倫理的判断が必要とされる場合
 - (2) 航空医療に関連する倫理的事案が発生した際の調査
2. 必要に応じて、関係者に助言を行うことができる。

第7条（研究倫理部会）

1 研究倫理部会は、以下の事項について審議を行う

- (1) 人を対象とする研究に関し、研究対象者の人権擁護のため、研究の倫理的妥当及び科学的合理性が確保できるようにするための研究計画の審理
- (2) 学会総会における発表等の内容について、各種倫理規定や倫理方針が遵守されていることの審査

2 必要に応じて、関係者に助言を行うことができる

第8条（利益相反部会）

1. 利益相反部会は、以下の業務を行う。

- (1) 臨床研究に関する利益相反の審査
- (2) 学会発表および論文投稿に関する利益相反の審査
- (3) 役員の利益相反に関する審査

2. 必要に応じて、関連する情報の開示を求め、是正措置を提案することができる。

第9条（守秘義務）

委員は、活動を通じて知りえた情報を第三者に漏洩してはならない。守秘義務は、委員を退任した後も継続する。

第10条（改正）

本規約の改正は、本委員会の提案に基づき、理事会の承認を得て行う。

附則

- 1. 本規程は、2025年11月13日から施行する。
- 2. 必要に応じて、細則を別途定めることができる。